

加算（減算）届出一覧表（提出方法・必要書類）

【居宅介護支援】

1 届出が必要な加算の内容、提出方法、必要書類

- 加算を算定しようとする場合には、事前に市に対して次の届出の提出が必要です。（届出をしないと、サービスを提供しても報酬は支払われません。）
- 加算の体制が変更となる場合においても、改めて市に届出を提出してください。
- ★ 運営規程（料金表）については、添付して提出する必要はありませんが、各事業所において必ず加算項目の追加・削除を行ってください。

<p>【届出書類等】 ※該当する加算の添付書類のほかに右記の書類を提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>加算届出書</u> ・ <u>体制等状況一覧表</u> ・ <u>加算届管理票（届いた旨の返送が必要ないならば不要）</u> ・ <u>返信用封筒（84円切手を貼り返信先の宛名を明記してください。届いた旨の返送が必要ないならば不要）</u>
---	--

- 加算ごとに、次の書類を届出に添付してください。

加算等名称	添付書類	備考
0 LIFEへの登録	・なし	登録している場合のみ
1 特定事業所加算（Ⅰ） 2 特定事業所加算（Ⅱ） 3 特定事業所加算（Ⅲ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）（別紙36） ・ 主任介護支援専門員研修修了証の写し（（Ⅰ）の場合は2名分、（Ⅱ）・（Ⅲ）の場合は1名分） ・ 勤務形態一覧表 ・ 研修の実施計画及び実施状況を示した書類 ・ 実習等の受入に同意していることが分かる書面の写し※ ・ 直近の特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書（及び報告書（別紙）） 	勤務形態一覧表は加算算定開始月のもの。 ※実習等の受入については、神奈川県に「神奈川県介護支援専門員実務研修実習受入同意届」を届け出てください。
4 特定事業所加算（A）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業所加算（A）に係る届出書（居宅介護支援事業所）（別紙36-2） ・ 主任介護支援専門員研修修了証の写し（1名分） ・ 勤務形態一覧表 ・ 研修の実施計画及び実施状況を示した書類 ・ 実習等の受入に同意していることが分かる書面の写し※ ・ 直近の特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書（及び報告書（別紙）） 	勤務形態一覧表は加算算定開始月のもの。 ※実習等の受入については、神奈川県に「神奈川県介護支援専門員実務研修実習受入同意届」を届け出てください。
5 特定事業所医療介護連携加算 6 ターミナルケアマネジメント加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）（別紙36） 	
7 ケアプランデータ連携システムの活用等の体制に係る届出書	・なし	

8 特定事業所集中減算	・なし	
9 上記加算の取下げ (減算の解消)		

2 届出時期

算定開始月の前月15日が締切りです。

(例：令和6年6月1日から加算を算定しようとする場合 → 令和6年5月15日までに届出)

3 郵送の際の留意点

必要書類は控えを取り、事業所で保管してください。

(宛先) 〒 238-8550 横須賀市小川町 11

横須賀市 指導監査課 居宅介護サービス担当 行

4 加算届の受理書について

- 受理書は、再発行しませんので、控えの書類と合わせてきちんと保管してください。
[受理書は、市が届出を受理したことを示す唯一の書類となります。]
- 受理書は、同封された返信用封筒にて返送します。
- 加算届管理票の添付がないと受理票を発行しませんので、必ず添付してください。
- 介護情報サービスかながわの掲載情報の変更は、原則処理月の翌月からですが、月末処理の場合、システム更新の関係から、翌々月以降になることがあります。

☆ 郵送用ラベル：こちらをコピーの上、使用されると便利です。



<p>238-8550</p> <p>横須賀市小川町11</p> <p>横須賀市指導監査課居宅介護サービス担当御中</p> <p>＜加算届在中＞</p>
